

▼協議第33号 環境対策事業の取扱い  
(その2)

熊本市のみの事業であり、合併後は富合町域を含む全市域を対象として、事業を継続するものとして、提案がありました。

■人工かん養促進事業

地下水かん養を図るため、連棟式のビル二階ハウスに降った雨水を浸透させる施設を設置する方に助成を行います。

■水資源有効活用促進事業

水資源の有効利用を図るため、下水道の整備により不用となった浄化槽を雨水貯留槽に転用する方、また、個人住宅の屋根に降った雨水を貯留する雨水貯留タンクを設置する方に助成を行います。



町整備等 農業用排水・用排水施設など  
富合 地元負担が軽減  
基事業

▼協議第34号 農林水産関係事業の取扱い(その2)

次のとおり取り扱つものとして、提案がありました。

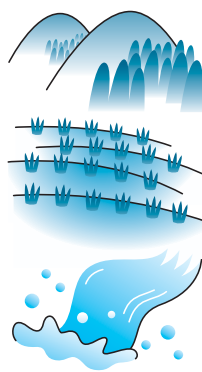
■農業振興地域整備計画変更

合併後3年をめどに、統合のための計画変更を行います。

■農業振興地域整備促進協議会

合併後、農業振興地域整備計画の変更時期に併せ、熊本市の協議会に統合します。

- 基盤整備事業
- 単県土地改良事業
- 農業用施設災害復旧工事



合併時に熊本市の制度に統合します。

富合地域の農業用排水施設や用排水施設・農道整備、農業用施設災害復旧工事にかかる施設の整備について、地元負担がなくなります。

このほか、地元の負担が軽減される事業があります。

■農業構造改善事業補助金

平成21年度まで現行どおり継続します。

■農業生活研究グループ連絡協議会補助金

熊本市のグループに加わり活動することとし、補助金は合併後に廃止します。

■農産物新品種導入補助金

酪農ヘルパー補助金

■酪農ヘルパー補助金

合併後3年間は現行のままとし、その後補助金は廃止します。

■生産体制強化対策事業

合併時に熊本市の制度に統合します。

農業経営の安定化を図るため、生産体制強化のための組織活動に対する支援、農産物の品質向上、生産体制の確立のための支援などを行っています。

■畜産振興事業

合併時に熊本市の制度に統合します。

畜産経営の安定を図るため、組織活動に対する支援や高品質生産能力を有する家畜の生産及び防疫に対する支援を行っています。

- 農業委員会あつせん基準
- 合併時に熊本市のあつせん基準に統合します。
- 農業委員会諸証明手数料
- 合併時に熊本市の制度に統合します。

農地に関する証明 1件につき300円

■農区長制度

熊本市のみの制度であり、合併後は富合町域を含む全市域を対象として、制度を継続します。

農区・農区長 熊本市では農耕地地域を34農区に分け、各農区に農区長(任期3年)を置いています。

町会 補助金は存続します  
富合 富商

▼協議第35号 商工・観光関係事業の取扱い(その2)

次のとおり取り扱つものとして、提案がありました。

■商工会補助金

富合町商工会への補助金は、現行どおり存続します。

■企業立地促進事業

合併時に熊本市の制度に統合します。

ただし、合併時に富合町工業等設置奨励条例に基づき指定を受けている企業等については現行どおりとします。

■中小企業団体支援事業

■中小企業金融対策事業

■経営相談事業

■労働環境・福祉向上事業

■労働環境・福祉向上事業

中小企業に対する様々な支援事業等は、熊本市のみの事業であり、合併後は富合町域を含む全市域を対象として、事業を継続します。

町整備 富合地域の里道は  
富合 熊本市の制度で整備

▼協議第36号 建設関係事業の取扱い

次のとおり取り扱つものとして、提案がありました。

■新規道路の認定

舗装・側溝整備費や登記費用など、合併時に熊本市の制度に統合します。

■道路占用料

市道に設置してある電柱等の占用料は、合併時に熊本市の制度に統合します。

■河川の維持管理

富合町域の河川の維持管理について、合併時に熊本市の制度に統合します。

■里道の整備(補助金・交付金)

合併時に熊本市の制度に統合します。



▼里道整備の状況

熊本市	富合町
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 境界確定されている里道は、住民の要望に応じ市で整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 補助対象事業費は10万円以上</li> <li>● 事業に対し、総事業費の4割を補助</li> </ul>

市(町)営住宅使用料の算定 合併時に熊本市の制度に統合します。ただし、富合地域の公営住宅については、当分の間合併前の水準とします。